

公示送達について

次の者に送達すべき書類について、名宛人の住所等不明により送達することができないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び新居浜市税賦課徴収条例（昭和25年条例第10号）第18条の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、新居浜市総務部収税課において保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月21日

新居浜市長 古 川 拓 哉

送達を受けるべき者の氏名・名称	送達すべき書類
濱野 誠二	地方税法第329条及び第335条に関する書類
白石 宣子 外2名	地方税法第371条に関する書類
白石 聖	地方税法第371条及び第702条の8第5項に関する書類
金本 栄一	地方税法第371条及び第702条の8第5項に関する書類
吉岡 忠 外1名	地方税法第371条及び第702条の8第5項に関する書類
株式会社 梶田屋商店	地方税法第371条及び第702条の8第5項に関する書類
金子 慎一郎	地方税法第458条に関する書類
藤岡 香奈美	地方税法第458条に関する書類

真鍋 依楓	地方税法第458条に関する書類
岡部 政文	地方税法第458条に関する書類
岸 正樹	国税徴収法第80条に関する書類